

諏訪市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定し、公金収納事務を委託したので、同条第2項及び諏訪市財務規則（昭和55年諏訪市規則第1号）第52条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

諏訪市長 金子 ゆかり

1 委託を受けた者の名称及び事務所の所在地

- (1) 名称 地方公共団体情報システム機構
- (2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地

2 委託した公金収納事務

諏訪市手数料徴収条例（平成12年条例第11号）別表総務部関係の表(1)及び(2)に定める手数料並びに同表市民環境部関係の表(1)から(19)までに定める手数料

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで